

事務連絡  
令和4年7月22日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の  
対象拡大及び期間延長について（その2）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています<sup>(※1)</sup>  
<sup>(※2)</sup>。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年7月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところですが、今般、令和4年9月末日までは、引き続き、同様の取扱いとすることとし、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」（令和4年7月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

また、これまでの流行株と比較して感染者数増加の優位性が示唆されるBA.5系統へ置き換わりが進んでいることや、3回目の新型コロナワクチン接種後の効果が経時的に減衰していくこと等も想定されることから、新型コロナウイルス感染症の感染者数の急速な増加の継続も懸念されています。高齢者施設等の入所者に対する4回目接種を着実に実施することは、単に高齢者施設等の入所者個々人の重症化を予防するのみでなく、地域の病床ひっ迫を軽減し、地域医療提供体制を確保することにもつながることから、極めて重要です。

そのため、高齢者施設等の入所者等に対する4回目接種について、自治体の担当部局、地域の医療機関等の協力のもと、3回目接種の完了から5ヶ月以上経過した後の可能な限り早期に実施するよう、今般の追加支援策の期間延長にかかる周知と合わせ、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします<sup>(※3)</sup>。

(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」

(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>

※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について」(令和4年4月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927447.pdf>

※3 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(4回目接種)進捗状況の実態調査の結果及び今後の新型コロナウイルス感染症拡大に備えた高齢者施設等における対応について」(令和4年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000965527.pdf>

#### 【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その2)」(令和4年7月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会